

下條村空き家情報登録制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下條村における空き家の有効活用を通して、村民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家情報登録制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家情報登録制度

下條村内に存する空き家及び敷地（空き家となる予定のものを含む。以下「空き家」という。）及び下條村への定住等を目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）の登録を通して、空き家登録者及び空き家利用希望登録者に対して情報提供を行う制度をいう。

(2) 空き家

個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（空き家となる予定のものを含む。）村内に存在する建物とその敷地をいう。ただし、アパート等賃貸又は分譲を目的とする建物とその敷地を除く。

(3) 所有者等

当該空き家に係る所有権、又は売却若しくは貸借を行うことができる権利を有する者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、この制度以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録申請)

第4条 空き家情報登録制度による空き家に関する登録を受けようとする所有者等（以下「空き家登録者」という。）は、下條村空き家登録申請書（様式第1号）を作成し、村長に提出するものとする。

(1) 村長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、空き家情報登録台帳に登録するものとする。

(2) 村長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該空き家登録者に物件情報（様式第2号）をもって通知するものとする。

- 2 村長は、第1項の規定による登録をしていない空き家で、空き家情報登録制度によることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家登録事項の変更)

第5条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた空き家登録者は、当該登録事項の変更又は抹消があったときは、登録事項変更等届出書(様式第3号)により、遅滞なくその旨を村長に届け出なければならない。

(空き家登録の抹消)

第6条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家情報登録台帳の登録を抹消するとともに、その旨を当該空き家登録者に通知するものとする。

- (1) 当該空き家に係る所有権、その他権利の変動があったとき。
- (2) 抹消に係る登録事項変更等届出書(様式第3号)の提出があったとき。
- (3) 申し込み内容に虚偽があったとき。
- (4) その他村長が適当でないと認めたとき。

(利用希望者の登録申請)

第7条 空き家情報登録制度による空き家利用希望者に関する登録を受けようとする者(以下「空き家利用登録者」という。)は、下條村空き家利用登録申請書(様式第4号)及び誓約書(様式第5号)を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当している者を空き家利用者情報登録台帳に登録するものとする。
- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、地区の活動に積極的に参加するとともに、よき地域住民として生活しようとする者
 - (2) その他、村長が適当と認めた者
- 3 村長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該空き家利用登録者に通知するものとする。

(利用登録者に係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用申請者(以下「利用登録者」という。)は、当該登録事項に変更又は抹消があったときは、登録事項変更等届出書(様式第3号)により、遅滞なくその旨を村長に届け出なければならない。

(空き家利用希望登録台帳の抹消)

第9条 村長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消するとともに、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家の利用の目的等が第7条第2項各号の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用登録者の登録抹消に係る登録事項変更等届出書（様式第3号）の提出があったとき。
- (5) その他村長が適当でないと認めたとき。

(情報提供等)

第10条 村長は、必要に応じて空き家登録者及び空き家利用登録者に対して、登録台帳に登録された有用な情報を提供するとともに、登録された物件情報を所有者の承諾を得て下條村ホームページ等に掲載し周知するものとする。

- 2 村長は、空き家登録者及び空き家利用登録者に対して、空き家に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約について、直接これに関与しないものとする。
- 3 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(仲介業者のあっせん等)

第11条 空き家登録者は、利用登録者との間における売買又は賃貸借契約等の法律行為及びこれらに付随する諸手続きに関し、仲介業者のあっせんを村長に依頼することができる。

- 2 村長は、前項の規定により仲介業者をあっせんする場合は、村内に事務所がある、もしくは長野県宅地建物取引業協会の会員である者の中から、平等な頻度をもって指名するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。